

## 裁判官の裁判教室について

山形地方裁判所及び山形家庭裁判所では、裁判官が学生に対して講演等を行う「裁判教室」を実施しております。開催を希望される学校のお申込みをお待ちしております。

### 1 目的

法教育の一環として、裁判所及び裁判に対する理解を深めていただくとともに、法律に関するの仕事への興味を持っていただく。

### 2 対象者

中学生，高校生，専門学校生，短大生及び大学生

### 3 内容

授業の一環として、裁判官が裁判所内において、又は、学校に出向き、学生に対して裁判所・裁判官に関わる話題や法律についての講演等を行います。御希望の講演等の内容がある場合には御相談ください。

### 4 実施時期等

原則として、土日祝日等の裁判所の閉庁日を除く平日の開庁時間内とさせていただきます。

### 5 対象人数

1学級程度以上

### 6 申込み・問合せ先

裁判教室の詳しい内容や申込み方法については、下記の連絡先までお問い合わせください。



山形地方・家庭裁判所 総務課庶務係  
山形市旅籠町2-4-22  
電話023-623-9511

〒990-8531 山形市旅籠町2-4-22 山形地方・家庭裁判所総務課庶務係 宛  
電話 023-623-9511 FAX023-625-3492

### 「裁判官の裁判教室」申込書

申 込 者	学校名  所在地  担当者  電話番号  F A X 番号
講演希望日	<input type="checkbox"/> 平成 年 月 日 ( ) 午 時 分 <input type="checkbox"/> 平成 年 月 日 ( ) 午 時 分 <input type="checkbox"/> 平成 年 月 日 ( ) 午 時 分
対象・人数	(対象) (人数)
講演場所	<input type="checkbox"/> 学校内を希望 (会場 ) <input type="checkbox"/> 裁判所を希望
内容に関する希望	
そ の 他 連絡事項等	